

岡山県自立支援協議会就労支援部会 傍聴要領

標記会議に関する傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則公開ですが、出席委員の3分の2以上の多数の議決をもって非公開とすることを議決した場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。
- (2) 傍聴人数は5名程度（先着順）としますが、会議室の制約上、5名以内であっても傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。
- (3) 傍聴の受付は、開始30分前から会場入口にて行い、定員になり次第、受付を終了します。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い、傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携行している場合
- (3) その他会議の公正かつ円滑な運営を妨害するおそれがあると議長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、会場内において次のことをしてはいけません。

- (1) 開議後、みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 飲食又は喫煙をすること。
- (3) 私語、談話、拍手等をすること。
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。
- (5) 写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 携帯用電話装置その他の無線通話装置を使用すること。
- (7) その他会議の支障となるような行為をすること。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その指示に従わないときは、退場していただきます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。